

# 労働安全衛生規則が一部改正されました!!



近年、過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策等が事業場における重要な課題となるなど、産業保健を取り巻く状況が変化してきていることに対応して、産業医制度の充実を図ること等を目的として、労働安全衛生規則の一部が改正されました。

## 《改正の概要》（平成 29 年厚生労働省令第 29 号）（平成 29 年 6 月 1 日施行）

### ① 産業医に対する長時間労働者に関する情報の提供

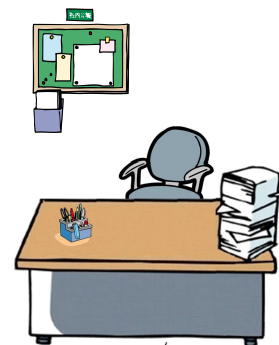
（安衛則\*第 52 条の 2 第 3 項関係）

「休憩時間を除き 1 週間あたり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」を産業医に提供しなければならなくなりました。

### ② 健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要とする情報の提供

（安衛則第 51 条の 2 第 3 項関係）

健康診断結果に関する意見を述べる医師又は歯科医師が、当該労働者の業務に関する情報（労働時間・業務内容等）を求めた場合は、当該情報を提供しなければならなくなりました。



### ③ 特殊健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要とする情報の提供

（有機溶剤中毒予防規則等関係）

特殊健康診断結果に関する意見を述べる医師又は歯科医師が、当該労働者の業務に関する情報（労働時間・業務内容等）を求めた場合は、当該情報を提供しなければなりません。



## ④産業医の定期巡視の頻度

(安衛則第 15 条第 1 項関係)

毎月 1 回以上、**一定の情報**が事業者から**産業医に提供される場合は**、産業医の**作業場等の巡視の頻度**を少なくとも**2 月に 1 回**とすることができるようになりました。

### 【一定の情報とは】

「休憩時間を除き 1 週間あたり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報」

「衛生管理者が週 1 回以上実施する作業場等の巡視結果（衛生管理者の氏名・巡視の日時・巡視した場所・設備、作業方法又は衛生状態の有害性の有無及びそれに対する措置内容）の情報」

### 【巡視の頻度を 2 月に 1 回とする場合の手順等】

- 1 産業医が衛生委員会又は安全衛生委員会に対して、「巡視の頻度変更」、「巡視の頻度変更をする期間」の意見を述べる。
- 2 衛生委員会又は安全衛生委員会において、「巡視の頻度変更」、「巡視の頻度変更をする期間」の審議等を行う。
- 3 事業者が、衛生委員会又は安全衛生委員会の「巡視の頻度変更」、「巡視の頻度変更をする期間」に関する審議結果を受けて、変更に同意し、毎月 1 回以上、一定の情報を産業医に提供する。



### 《省令改正の背景》

「産業医制度の在り方に関する検討会」の報告書（平成 28 年 12 月 26 日公表）

#### 【報告書の概要】

#### 1 産業医に必要な情報取得のあり方について

近年は、事業場における労働者の健康確保対策として、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策等も重要となっており、また、嘱託産業医を中心により効率的かつ効果的な職務の実施が求められている中、これらの対策に関して必要な措置を講じるための情報収集の手段として、職場巡視とそれ以外の手段を組み合わせることも有効と考えられる。

#### 2 健康診断及び事後措置について

義務とされている、健康診断の異常所見者の就業上の措置に関する医師等からの意見聴取を確実かつ効果的に実施するためには、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 27 年 11 月 30 日付け健康診断結果措置指針公示第 8 号）等で示している、

- ・事業者が、意見聴取を行う医師又は歯科医師に対して、異常所見であった労働者の業務の状況（作業環境、労働時間、作業態様等）の情報を提供すること

などが必要であり、当該医師等から情報提供が求められたときは、事業者は当該情報を提供することを義務付けることが必要。

※省令 = 労働安全衛生規則（安衛則）

有機溶剤中毒予防規則

鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）

四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）

特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）

高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）

電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）

お問合せは、秋田労働局  
健康安全課、または、お  
近くの労働基準監督署へ  
秋田労働局 健康安全課  
018-862-6683



※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

産業医制度 省令改正 3 月 29 日

検索

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（基発 0523 第 1 号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000125909.pdf>

- ・職場における労働衛生対策（健康管理対策＞産業医について）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_koyou\\_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei02.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei02.html)

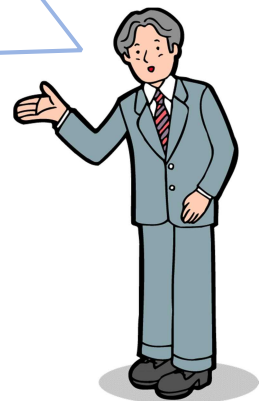
# 産業医の皆さまへ

産業医制度の充実を図るため、産業医の職務等に

「治療と職業生活との両立支援」に係る事項が追加されました!!

事業場における治療と職業生活との両立支援対策に関する産業医の的確な関与を促進すること等を目的として、厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間の告示の一部を改正する告示が、平成29年3月29日に公布されました。

また、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成29年3月31日基発0331第68号）により、労働者の健康管理に関することには、治療と職業生活の両立支援についても含まれることを明らかにしました。



《改正の概要》（平成29年厚生労働省告示第97号）（平成29年10月1日施行）

① 産業医の要件に係る研修及び実習における研修科目及び実習科目の「健康管理」に関する範囲の「健康管理の事例」が「治療と職業生活との両立支援健康管理の事例」に改められることとなりました。

（登録及び指定に関する省令\*第1条の2の17第1項第3号関係）

（登録及び指定に関する省令\*第1条の2の32第1項第3号関係）

研修科目	範囲
労働衛生一般	労働衛生概論・労働衛生管理体制・労働衛生関連法令・産業医の役割と職務
健康管理	健康情報とその評価・健康診断及び面接指導並びにこれらの事後措置 健康管理の事例 → 治療と職業生活の両立支援健康管理の事例
メンタルヘルス	メンタルヘルスケア・ストレスマネジメント・カウンセリング
作業環境管理	作業環境管理と評価・管理濃度と許容濃度・生物学的モニタリング・作業環境改善
作業管理	労働生理・安全管理・有害業務管理・作業管理の事例
健康の保持増進対策	健康測定・健康づくり・健康教育・保健指導



厚生労働省 秋田労働局・各労働基準監督署

<http://akita-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>



## 《概要》「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」

(平成 29 年 3 月 31 日基発 0331 第 68 号) (平成 29 年 6 月 1 日施行)

① 事業者が産業医に行わせる「労働者の健康管理等」に関する事項に係る下記の項目に「事業場における治療と職業生活の両立支援健康管理」も含まれることとなりました。(安衛法\*第 13 条第 1 項、安衛則\*第 14 条第 1 項関係)

- 一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 四 作業環境の維持管理に関すること。
- 五 作業の管理に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理<sup>(注)</sup>に関すること。  
(注) 労働者の健康管理に関することには、疾病管理等が含まれるとしているが、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成 28 年 2 月 23 日基発 0223 第 5 号等)等を踏まえた治療と職業生活の両立支援についてもこれに含まれること。
- 七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- 八 衛生教育に関すること。
- 九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

② 産業医は、安衛則\*第 14 条第 1 項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。(安衛則\*第 14 条第 3 項関係)

第 14 条第 1 項第 6 号「労働者の健康管理」に関する事項に「事業場における治療と職業生活の両立支援健康管理」も含まれることとなったことから、「**事業場における治療と職業生活の両立支援健康管理**」に関する指導・助言ができることとなりました。

※登録及び指定に関する省令：労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）

安衛法：労働安全衛生法  
安衛則：労働安全衛生規則

お問合せは、秋田労働局  
健康安全課、または、お近  
くの労働基準監督署へ  
秋田労働局 健康安全課  
018-862-6683



※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（基発 0523 第 1 号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000125909.pdf>

・職場における労働衛生対策（健康管理対策＞産業医について）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html)

産業医制度 省令改正 3 月 29 日

検索

